

令和6年7月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

- ア 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について・・・・・・・・・・ 1
- イ 久喜市議会令和6年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ウ 久喜市議会令和6年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

教育長報告ア 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

- 1 久喜市立学校運営協議会委員
- 2 久喜市中学校地域クラブ活動指導者

## イ 久喜市議会令和6年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係） について

発言番号 1-1	通告第 3 号	樋口 智洋 議員
----------	---------	----------

### 《質問事項》

#### 2 市民大学・高齢者大学の入学者を増やす取り組みは

### 《質問の要旨》

久喜市市民大学・高齢者大学は歴史と伝統のある大学であるが、昨今の入学者数は減少傾向にある。今後、どのように入学者を増やしていくのか伺う。

- (1) 久喜市市民大学・高齢者大学の講座数を増やし、講座内容の充実を図るとのことだが、追加した講座の内容について伺う。
- (2) 学生にアンケートを実施して、学生のニーズを踏まえた講義に努めていると思うが、どのようなニーズがあり、どのように対応したのか伺う。
- (3) 第3期久喜市教育振興基本計画の実施計画に両大学の入学者の目標者数が書かれているが、どのようにして増やしていくのか伺う。

### 【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和6年度に新たに追加した講座につきましては、市民大学では、第1学年が「地球温暖化について」、第2学年が「足利政氏と甘棠院」でございます。

また、高齢者大学では、第1学年が「高橋 郁とその作品」、第2学年が「暮らしの中の化学物質」、第3学年が「俳句入門」、第4学年が「久喜市に伝わる伝統行事」と「終活について」でございます。

次に、(2)でございます。

学生へのアンケート結果で要望が多かったものは、市民大学では、歴史に関する分野や、環境問題などの新たな分野であり、また、高齢者大学では、終活や歴史・郷土の偉人に関する分野でございました。

このようなことから、令和6年度に新たな講座として追加をしたところでございます。

次に、(3)でございます。

入学者を増加させるため、広報くきでの特集記事の掲載や市ホームページ、市公式SNSを活用するほか、公開講座の実施、市内イベントや校友会によるチラシ配布などを実施しているところでございます。

また、久喜市市民大学・高齢者大学運営委員会や校友会の皆様からご意見をいただくとともに、学生へのアンケート結果を踏まえ、更なる内容の充実を図っているところでございます。

このようなことを通じて、歴史と伝統のある両大学につきまして、これまで以上に魅力ある大学となるよう努め、入学者の増加につなげてまいります。

発言番号 1-2	通告第 2 号	齊藤 広子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 1 久喜市の歌人 濱梨花枝氏の久喜市における文化・教育分野での多大な貢献についての顕彰を

《質問の要旨》

- (1) 多くの市民に影響を与えている点について教育長から顕彰の必要性について伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(1)のご質問に対して、教育委員会の立場からご答弁申し上げます。

濱梨花枝氏は、本町小学校、青毛小学校、久喜東中学校の校歌の作詞をされたほか、久喜市文化団体連合会の会長や久喜市社会教育委員などの公職にも就かれ、久喜市の教育行政の発展に取り組みました。

また、埼玉県図書館協議会の副会長として、青少年の読書活動に推進され、特に、久喜市に県立図書館が誘致できたのは、濱氏のご尽力による賜物であったと伺っております。

このような功績からも、未来を拓く久喜市の子どもたちに豊かな心を醸成するため、久喜市を代表する偉人の一人として、顕彰するにふさわしい方であると認識しております。

発言番号 1-2	通告第 2 号	齊藤 広子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 1 久喜市の歌人 濱梨花枝氏の久喜市における文化・教育分野での多大な貢献についての顕彰を

《質問の要旨》

- (2) 濱梨花枝氏の功績を顕彰するために、市としてどのような取り組みが可

能か伺う。

- (3) 濱氏の作品や活動を、久喜市内の教育現場でどのように活用していくかについて伺う。
- (5) 濱梨花枝氏とゆかりのある方々の協力を通じて、濱梨花枝氏の文化的遺産を継承し、さらに発展させるための取り組みを検討すべきと思うが如何か。
- (6) 濱梨花枝氏の功績を顕彰していくための計画を策定し、取り組みを実施することについて、市としての意向を伺う。

**【答弁原稿】**

大項目1の(2)、(3)、(5)及び(6)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(2)でございます。

教育委員会といたしましては、濱氏について広くお知らせするため、広報くき6月号の久喜歴史だよりに、その経歴や短歌との出会い、青遠短歌会を設立した経緯、さいたま文学館で作品などが展示されていることを、「女流歌人濱梨花枝と歴史探偵半藤一利」と題して掲載いたしました。

今後も、広報やホームページを通して広く周知してまいります。

さらに、市立図書館において、濱氏の歌集やゆかりの品等と併せて人物像を紹介することや、郷土資料館において、関連資料を展示することなどを考えております。

次に、(3)でございます。

濱氏が作詞を手掛けた市内3校の校歌は、現在も子どもたちに歌い継がれており、開校記念日に経歴や功績について紹介している学校もございます。

また、国語科においては短歌等を扱う学習の中で、濱氏の手掛けた歌集「風紋」、「青遠」等に掲載されている素晴らしい作品に触れたり、社会科において地域の偉人を扱う際に紹介したりといった活用が想定されます。

教育委員会では、濱氏の多くの功績を学校現場で子どもたちが学習することは、郷土久喜を誇りに思う心を醸成する大変重要なことと捉えておりますので、まずは、校長会等で濱氏の功績や作品に関する資料を紹介し、周知を図ってまいります。

次に、(5)でございます。

濱氏について、市民の皆さまに、より身近に感じていただくとともに、その功績を後世まで語り続けていくよう、顕彰していく必要があると考えております。このため、歌集や作品では伝えきれない人柄や功績について調査し、記録に残していくことが重要であると考えております。

次に、(6)でございます。

今後の取り組みにつきましては、例えば、没後30年などの節目に、展示や講座の開催を考えているところでございます。

また、ゆかりの方々のご協力のもと、調査を進め、その作品とともに人柄や功績をまとめた冊子を作成してまいりたいと考えております。

発言番号 1-2	通告第 2 号	齊藤 広子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

4 教育現場における久喜市会計年度任用職員についての働き方改革について

《質問の要旨》

- (1) 学校勤務の会計年度任用職員が継続雇用を希望している場合でも、3月の終業式までに雇用継続や勤務校の異動についての連絡が遅れることが多い。このため、次の職場を決めることができない状況に対して、市はどのように対応しているのか伺う。
- (2) さわやか相談員、ふれあい相談員、教育活動指導員などが、来年度、配置される学校が解らなかつたり、単年度で変更されたりするのは、児童生徒保護者にとって不利益と思うがいかがか。
- (3) スクール・サポート・スタッフが、4月と5月に雇用されていない現状をどのように考えているのか伺う。
- (4) スクール・サポート・スタッフの勤務日数が半減したが、教師の働き方改革の目標をどのように達成していくのか。市の見解を伺う。
- (5) スクール・サポート・スタッフは、希望すれば最低3年間は学校の異動をなしにするなどの措置をとれば、職員の負担も減り、人材も育つのではないかと思うが如何か。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教育委員会で任用する会計年度任用職員の採用には、教育委員会での議決が必要であり、勤務校等の勤務条件を記載した正式な採用通知は3月下旬になることから、採用予定をできるだけ早くお知らせできるよう努めているところでございます。

具体的には、再度の任用ができる方には、12月頃に意向調査を実施し、その結果を踏まえたうえで、採用予定である旨を1月中旬頃に通知しております。

また、新たな任用となる場合は、2月頃に募集と選考を行ったのち、合格者に対して採用予定である旨を3月上旬頃に通知しております。

次に、(2) でございます。

教育相談員や教育活動指導員の次年度の配置校決定にあたりましては、1月中旬頃に勤務校の学校長に児童生徒への支援の状況等について確認し、2月中旬頃に本人の異動希望の有無を伺ったうえで、当該校における勤務年数等を勘案し、児童生徒にとって継続支援が必要であるか、異動することで児童生徒等の不利益にならないかなど、十分に吟味、検討を行うようにしております。

本人への内示については、要望や勤務条件等を踏まえ、調整がついた段階で、可能な限り早期に本人に内示できるよう、努めてまいります。

次に、(3) でございます。

スクール・サポート・スタッフの雇用期間につきましては、可能な限り学校の実態やニーズに合ったものとしたいと考えております。学校の要望を踏まえ、4月からの雇用についても検討してまいります。

次に、(4) でございます。

ICTを活用した校務のDXが進む中で、配布物の印刷や仕分け作業が削減されており、スクール・サポート・スタッフの業務内容が変化してきております。あわせて、学校の働き方改革についても、一定の成果が確認できております。

今後は、国による教員定数の改善や校務DXの推進とあわせて、スクール・サポート・スタッフの活用についてもこれまでの実践事例を踏まえ業務内容を精選し、働き方改革を推進してまいります。

次に、(5) でございます。

スクール・サポート・スタッフの配置につきましては、同じ学校で勤務することで、職場環境の変化による負担感が軽減され、必要とされるスキルを磨くことができるものと考えており、令和6年度は、本人からの異動希望があった1人を除き、16人全員が昨年度と同じ学校で勤務しております。

今後も、業務効率の向上、働き手本人の働きやすさ、学校の要望を踏まえ、できる限り同じ学校での配置を進めてまいります。

発言番号	1-3	通告第	8号	榎本 英明 議員
------	-----	-----	----	----------

#### 《質問事項》

### 3 久喜市立菖蒲中学校スクールバスについて

#### 《質問の要旨》

駐輪場設置については、利用する生徒がいなくなる停留所の発生が見込まれるため固定物設置はしない、と教育委員会は答えてきた。その代わりに、年度ごとに精査して停留所を増減していくとしました。それらを踏まえて以下を伺います。

- (1) 令和6年度のバス停留所に変更はありますか。
- (2) 令和6年度のバス停別利用者数を伺います。
- (3) バス通学者のバス停までの徒歩と自転車の割合を伺います。
- (4) バス通学をしていない生徒がいるかを伺います。
- (5) バス通学も丸2年が経過し、良い点や改良点を伺います。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和6年度におきましては、乗降場所を1か所増やしたところでございます。

次に、(2)でございます。

令和6年度における乗降場所別の利用届出者数を申し上げます。

上栢間地内、県道行田蓮田線5名、上栢間地内、本村1名、鎮守の森公園19名、下栢間地内、宿集会所前14名、下栢間地内、在家2名、八雲(やくも)神社前2名でございます。

なお、上栢間地内、菖蒲第30区集会所前につきましては、利用届出者はありません。

次に、(3)でございます。

スクールバスの乗降場所までの移動手段につきましては、届出などを行っておりませんことから、把握していないところでございます。

次に、(4)でございます。

スクールバスの利用区域にお住まいで、スクールバスの利用届出をしていない生徒は、12名でございます。

次に、(5)でございます。

スクールバスのメリットにつきましては、通学時の安全性を確保できることであると認識しているところでございます。

今後の課題としましては、生徒数の減少が見込まれますことから、入学、卒業する生徒の状況に併せて、運行経路や車両の見直しが必要になると認識しているところでございます。

発言番号 1-6	通告第 13 号	川内 鴻輝 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 小中学校における金融経済教育の推進について

《質問の要旨》

- (1) 金融経済教育の意義について伺う。

- (2) 本市の金融経済教育の現状と課題について伺う。
- (3) 外部人材と外部教材を積極的に活用してはいかがか。市の見解について伺う。
- (4) 体系的な金融経済教育の実施に向けて、今後の取り組みを伺う。

**【答弁原稿】**

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

金融教育については令和4年度から高校で必修化されましたが、お金や金融がどのような働きをしているか理解し、自分の生活や社会について考える力を身に付ける基盤づくりとして小中学校でも取り組んでいます。これを受け、関連する金融庁は、「金融経済教育」に関する様々な副教材を作成しています。金融や経済に関する正しい知識や判断、いわゆる金融リテラシーを身に付け、これを土台に将来の職業や資産形成について主体的に考える力を身に付けることに金融教育の意義があり、本市の小中学校でも重視しております。

次に、(2)でございます。

本市の小中学校では、経済や金融の仕組み、適切な金銭管理、消費者被害防止等について実践的な力を養うための学習のあり方について検討し、社会科や家庭科、技術家庭科を中心に、金融教育の充実に努めています。特に、特殊詐欺や消費者問題、悪質な投資詐欺などの金融トラブルを実践的に学ぶため、専門的知見を有する講師を招いた授業を行ったり、消費者庁や金融庁及び企業が提供するデジタル教材を活用した学習を実施したりしている学校もございます。

社会のデジタル化の急速な進展への適応、特にインターネット通販やキャッシュレス決済、それに伴う金銭管理などが、児童生徒にとっても急速に身近なものになっている現状を踏まえ、学校では児童生徒の発達段階に応じた教材や外部指導者の確保が課題となっています。

次に、(3)でございます。

市内の学校の中には民間の金融関係企業の協力により、講師を招いて、契約や金銭管理、消費者トラブルなどの学習を実施し、お金についての知識や正しい使い方、金融の働きを子どもたちが理解するための実践的な学びを行っています。引き続き、これらの好事例を他の小中学校へ周知してまいります。

次に、(4)でございます。

今後は、金融関係企業との連携をさらに進めるとともに、文部科学省をはじめとした関係省庁による金融経済教育推進会議が体系化した『金融リテラシー・マップ「学校における金融教育の年齢層別目標」』を参考に金融教育を推進し、お金や金融経済全般に関して学び、社会の中で生きる力を育んでまいります。

発言番号 2-2	通告第 6 号	田村 栄子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学習用端末タブレットの取り扱い方は

《質問の要旨》

- (1) 個人が修繕する必要がある場合はどのような状況の時か。具体的に何う。
- (2) 個人が修繕する場合、市の指定業者はあるか。
- (3) 学校ではタブレット破損保険は加入しているか。
- (4) 生徒、児童の家庭ではタブレット破損保険は加入しているか。
- (5) 個人が修繕する場合、修繕する費用と新品を購入するのが同程度の価格の場合、個人が新品を購入して弁償することは出来ないか。
- (6) 新入生の入学後タブレット配布には保護者も同席しているか。
- (7) 保護者へのタブレットに対する説明は行われているか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

学習者用端末の使い方については「クロームブック利用の手引き」などにより、繰り返し指導をしておりますが、破損や故障が多く発生し、対応に苦慮しているところです。

そこで、個人が修理する必要がある場合として、学校内での故意によるもの、登下校、家庭内での過失、故意、紛失、火事、盗難によるものとし、保護者に負担をお願いしております。

具体的な例としましては、「登下校中に端末を落として破損してしまった」、「端末に水などの液体がかかって壊れてしまった」、「端末の上に誤って乗って破損してしまった」、「端末の間に物があるにも関わらず閉じてしまい、画面が割れてしまった」などがございます。

次に、(2)でございます。

修理先につきましては、特定の業者をあっせんすることはできませんが、保護者から問い合わせがあった場合、これまでの市内の入札参加業者等、複数の業者を案内することがございます。

次に、(3)でございます。

学校ではタブレット補償の保険には加入しておりませんが、PTA単位で任意加入している学校はございます。

次に、(4)でございます。

P T A単位で任意加入していない場合、個別に任意加入している世帯がございます。

次に、(5)でございます。

新品端末の購入につきましては、購入後には別途有償の設定作業が必要であることなどから、新品の購入により弁償する方法はとっておりません。

次に、(6)でございます。

小学校1年生への端末の配布については、保護者同席のもと説明・配布している学校や、4月の授業参観時の保護者会において説明したのちに配布している学校等、方法は学校によって異なりますが、必ず保護者への説明は行っております。

次に、(7)でございます。

保護者には、タブレット端末の破損防止を含めて取扱注意事項について説明するとともに、学習者用端末を安全かつ効率的に活用していただくための利用の手引きや、クロームブックの使い方とその際の注意点をまとめたチラシを作成し、学校や児童生徒・保護者向けのポータルサイトを活用することで、周知しているところでございます。

発言番号 2-4	通告第 5 号	大谷 和子 議員
----------	---------	----------

#### 《質問事項》

#### 4 学習用タブレットを大切に使うために

#### 《質問の要旨》

2月1日の時点で市内の小中学校で、破損などのため修理中の端末はおよそ450台。修理費用は昨年度(2023年度)までの3年間で7,390万円余りを市が負担。少しでも故障を減らすため、使い方の指導を行っているが、端末を持ち歩き活用すればするほど故障のリスクが高まることは理解するが課題でもある。

導入から時間も経過し使い慣れてきた今、使用についての約束事(丁寧に、大切に扱うこと、壊れた、盗まれた等の場合の対応など)を確認してもらい、児童生徒とともに保護者とも、今一度、理解してもらうことが破損を減らすことにつながるのではないかと。あまり約束事でぎちぎちに制約したくないが、基本的な約束事を理解し、守ることは大切。

「壊さないように扱わなくてはならないこと」を実感してもらうために、「タブレット貸与規定」「毀損・破損・紛失届」を家庭へ配布するとともに、約束事を親子で確認し「誓約書」に理解し、守ると児童生徒と保護者に自署して提出してもらってはいかがか。

### 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

GIGAスクール構想の実施から4年目となり、各学校では様々な取り組みを実践する中、1人1台端末とクラウド環境が学習の基盤となるツールとして日常的に活用されるようになり、本市は、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の充実が図られているところでございます。

また、学校における学びと家庭での学びの円滑な接続の推進にも積極的に取り組んできたことから、県内でもトップクラスの端末利活用率となっております。

一方で、学習者用端末の日常的な活用や、家庭への持ち帰りが進み、経年劣化の影響もあり、端末の破損や不具合も増えてきております。

教育委員会といたしましては、これまで、学校及び児童生徒・保護者に対し、学習者用端末を安全かつ効果的に活用していただくことを記したタブレット貸与規定となる「クロームブック利用の手引き」や、学習者用端末の破損を防止するためにまとめた「クロームブックの使い方」といった資料を作成し、適切な取り扱いについて周知するとともに、ポータルサイトに「学習者用端末等故障・破損届」及び「紛失届」を掲載しています。

さらに、校長会等の機会に、各校の破損防止対策事例をまとめた情報提供や、児童生徒への端末取扱いに関する指導の依頼を、学校長を通して行っております。

教育委員会といたしましては、児童生徒が保護者とともに、学習者用端末の正しい扱い方を再度確認できるようなチェックリストに合わせた「誓約書」を作成し、学習者用端末をより一層大切に使う意識を高め、常に実践できるよう努めてまいります。

発言番号	2-5	通告第	19号	山田 正義 議員
------	-----	-----	-----	----------

### 《質問事項》

#### 2 学校図書館について

### 《質問の要旨》

文部科学省は、学校図書館図書標準の達成、図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図り、子ども達が読書活動に取り組めるよう計画を進めている。本年度の市の進捗状況について以下伺う。

- (1) 昨年度末での学校図書館図書標準達成率を伺う。
- (2) 昨年度中に古い蔵書の廃棄と更新はどの程度達成されたのか伺う。

- (3) 予算の中で児童生徒一人当たりの図書購入予算はいくらか伺う。
- (4) 各小・中学校で新聞複数紙配備の状況について伺う。
- (5) 児童生徒が行きたくなるモデル校を作り、情報共有等をして学校図書館の充実を図ってはいかがか伺う。

**【答弁原稿】**

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和5年度末におきまして、決算前の数字ではございますが、31校のうち26校が充足率100パーセントを達成しており、全体の充足率としましては、128.1パーセントでございます。

次に、(2)でございます。

令和5年度における廃棄図書につきましては、4,843冊、購入図書につきましては、5,850冊でございます。

この結果、31校の合計としましては、学校図書館図書標準の290,360冊に対し、371,915冊となっております。

次に、(3)でございます。

令和6年度予算における児童生徒一人当たりの図書費は、小学生で1,004円、中学生で1,396円、全体で1,136円でございます。

次に、(4)でございます。

学校図書館に新聞を複数配架している学校は、20校でございます。

次に、(5)でございます。

学校図書館につきましては、計画的に蔵書の更新をするとともに、児童生徒が通いたくなる魅力的な場所になるよう、先進事例を調査研究し、創意工夫を凝らし、充実を図ってまいりたいと考えております。

発言番号 3-1	通告第 7 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 4 市立学校で発生した「いじめ重大事態」の検証に基づく再発防止を徹底するべき

《質問の要旨》

- (1) 調査委員会は学校の対応に関して「いじめに関する内規の不徹底」「いじめに関する重大性の認識不足」があったことを指摘している。この指摘を教育委員会はどう受け止めるか。また、この指摘を受け今後の対応をどのように改めるのか伺う。

- (2) 報告書32ページには、再発防止のために学校及び教育委員会への提言が記載されている。この提言をどのように具現化するか、教育委員会の取組を伺う。
- (3) 調査書への所見には「いじめの疑いを把握してから5カ月間、対応がなく結果としていじめ被害が悪化し、重大事態に発展した」と記されている。なぜ5カ月間対応が無かったのか。教育委員会としての見解と、再発防止策を伺う。
- (4) 同所見では「久喜市いじめ防止等のための基本的な方針」が定義する記録が残っていないことが指摘されている。あるべき記録が残っていないのはなぜか。教育委員会としての見解と、再発防止策を伺う。
- (5) 本事例の検証と再発防止策は、市内全教員に共有されるべきである。どのように共有するか伺う。(すでに共有されていたら、その旨の答弁を求める)

#### 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。この決意の基、いじめ問題に取り組んでまいりましたが、このたび、教職員の「いじめに関する重大性」の認識不足、また学校いじめ防止基本方針等への理解不足が要因と言わざるを得ない「いじめ重大事態」が発生し、児童生徒が多大な不利益を蒙り、保護者に御心配をおかけしましたことに心からお詫びを申し上げます。

調査委員会からの指摘を受け、教育委員会では、すべての小中学校で、いじめ防止対策推進法をはじめ、関連法令に基づく迅速かつ組織的に対応できる教職員の育成、意識改革を進めています。これまで学校現場では、児童生徒間の問題を担当する教員が一人で対応することが多かったことを改め、特にいじめ問題に関しては、学校組織としての対応を徹底しているところでございます。

次に、(2)でございます。

調査委員会から8項目にわたり貴重な提言をいただきました。この中で、今般のいじめ重大事態に至った要因と思われる「いじめに対する教職員の意識改革」「教職員の問題解決能力の向上」「いじめが発生しにくい学級づくり」等、直ちに取り組むべきことについては、校長会、教頭会等を通し、教職員に周知するよう指導するとともに、令和6年4月に、全校の管理職、生徒指導担当教員を対象に、いじめ問題への適切な対応を徹底するための研修会を実施しています。

また、「いじめ防止基本方針」の改定や、「いじめの早期発見」「いじめ解決」のためのシステムづくり等については、現在作業を進めているところです。特に重要ないじめの早期発見には、1人1台の学習者用端末を活用した学校生活アンケート結果を、教職員間で情報共有することにより、迅速な対応ができるものと考えます。

次に、(3)でございます。

学校の教職員は、いじめを発見した場合又は相談を受けた場合には速やかに、学校いじめ対策組織に、当該いじめに係る報告をし、学校の組織的な対応につなげる必要があります。今般の事案について、相談を受けた職員が自ら指導を行い、いじめに関する聞き取りも一部の職員のみが行ったことにより事態が悪化したものと受け止めています。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、学校いじめ対策組織に報告され、法令等に基づきいじめの認知が適正・迅速になされなかったことが要因であります。

教育委員会では、各学校に対し、「いじめ防止基本方針」等の全教職員、特に経験の浅い教職員への徹底、またいじめの適正な認知も含め、いじめ問題に対応する際に法令等を遵守するよう文書で通知するとともに、校長会等でも指導し、研修会も行っています。

次に、(4)でございます。

本事案については、関係職員が学級の生徒指導上のトラブルと捉え対応してきたこと、また当初いじめと認知しなかったため、いじめ基本方針に則った記録が残されておりませんでした。いじめ防止基本方針等の理解が全教職員に徹底されていなかったこと、学校の組織としての対応が十分でなかったこと等が、記録を残すことにつながらなかったことと考えます。

教育委員会では、改めて研修を充実し、教職員のいじめ問題に対する意識を高め、課題解決能力を向上させるとともに、記録の保存も含め、教育委員会によるいじめ問題の早期発見、解決のためのシステムの構築を進め、再発防止に努めてまいります。

次に、(5)でございます。

報告書の公開にあたり、令和6年3月21日付で学校長あてに通知を発出し、本事案で明らかになった課題等を踏まえ、いじめ問題への適切な対応の徹底を指示しました。また、その後に開催した校長会、教頭会、研修会等において、いじめ重大事態である本事案に関する情報共有、特に、「本事例の検証や再発防止に関する提言」を確認し、これを全教職員に周知徹底することを確認しています。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題」と、国も再三言っているように、常に緊張感をもっていじめ問題への取組を引き続き推進し、児童生徒が安心して学べる学校づくりに努めてまいります。

発言番号 3-3	通告第 12 号	渡辺 昌代 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

4 小中学校の業務員さんの勤務時間の短縮は元に戻すべき

《質問の要旨》

小中学校の学校業務員が、1日当たり5時間から4時間に短縮されているが、全ての学校で行ったのか。業務内容が同じなのに短縮されては業務員がやりきれないのではないか。5時間に戻すべきではないか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校業務員の勤務時間につきましては、業務内容を見直し、令和6年度から全ての市内小中学校において、1日当たり5時間以内を4時間以内としたところでございます。

そのようなことから、勤務時間の変更は考えてございません。

発言番号 4-3	通告第 18 号	猪股 和雄 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 小中学校の「屋上防水劣化」の対策を、先送りしないで急ぐべきである。

《質問の要旨》

- (1) 雨漏りが発生していながら改修の計画がない学校について、方針を示されたい。
- (2) 「屋上防水劣化」が指摘されながら、まだ雨漏りしていない学校について、改修にいつ取りかかるか。設計・改修の計画を示すべきだが、いかがか。
- (3) 補正予算を組んでも、今年度中の改修完了か。設計または着工するべきであるが、いかがか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問のうち、教育部所管部分について、順次ご答弁申し上げます。はじめに、(1)でございます。

雨漏りについては、応急的な対応として、部分的な修繕を実施しております。

抜本的な対応が必要な施設については、屋上防水の全面的な改修を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)と(3)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

現在、外壁改修や防火設備の改修を最優先で実施しておりますほか、屋上防水改修についても、順次着手しているところでございます。

今後の屋上防水改修については、計画をお示しすることはできませんが、各施設の状況を確認しながら、早期改修に努めてまいります。

ウ 久喜市議会令和6年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第3号	令和6年度久喜市一般会計補正予算（第3号）について	令和6年6月10日 令和6年7月5日	可決	令和6年6月定例会 教育長報告ア
議案 第10号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて	令和6年6月10日 令和6年7月5日	可決	令和6年5月定例会 議案第32号